

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条(この規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づき、ならびに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平11条例6・平14条例5・平20条例4・令2条例5・一部改正)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例(昭和60年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「定年条例」という。) 第4条第1項または第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。))が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。))に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(平14条例5・平20条例4・平22条例4・令2条例5・令4条例2・令5条例1・一部改正)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(平29条例1・追加)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかつた日数

と当該子について育児休業をした日数を合算した日数という。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(令2条例5・追加、令5条例1・一部改正)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(令2条例5・追加、令5条例1・一部改正)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が退職または停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職または停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行つていますが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当することまたは第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(平14条例5・平20条例4・平22条例4・平29条例1・令2条例5・令5条例1・一部改正)

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(令5条例1・追加)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つていますが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

(令2条例5・一部改正)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(平14条例5・平20条例4・平22条例4・一部改正)

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(平14条例5・追加、平20条例4・旧第5条の2繰下・一部改正)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(平11条例6・追加、平14条例5・旧第5条の2繰下、平14条例8・一部改正、平20条例4・旧第5条の3繰下・一部改正、令2条例5・令6条例2・一部改正)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(平18条例2・一部改正、平20条例4・旧第6条繰下・一部改正、令2条例5・令6条例2・一部改正)

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(昭和44年条例第14号)第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に相当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(平18条例3・一部改正、平20条例4・旧第7条繰下・一部改正)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 定年条例第4条第1項または第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
(平20条例4・追加、平22条例4・令5条例1・一部改正)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職または停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
(平20条例4・追加、平22条例4・平29条例1・令2条例5・令5条例1・一部改正)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分となるように勤務すること。
(平20条例4・追加、平24条例2・一部改正)

(育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日またはその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。
(平20条例4・追加、平22条例4・一部改正)

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第17条 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間中は、同条例第6条の4第1項の規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(平20条例4・追加)

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(平20条例4・追加)

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(平13条例12・一部改正、平20条例4・旧第8条繰下・一部改正、平22条例4・令2条例5・令4条例2・令5条例1・一部改正)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条に規定する特別休暇(規則で定めるものに限る。))または勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間(以下この条において「育児時間等」という。))の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間等を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間等を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(平7条例1・平13条例12・一部改正、平20条例4・旧第9条繰下・一部改正、平22条例4・平29条例1・令2条例5・令5条例1・一部改正)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(平11条例6・一部改正、平20条例4・旧第10条繰下・一部改正)

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(平20条例4・旧第11条繰下・一部改正)

(妊娠または出産等についての申出があつた場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(令4条例2・追加)

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(令4条例2・追加)

附 則

(施行期日)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(平22条例8・旧附則・一部改正、平29条例3・旧第1項・一部改正)

附 則(平成7年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第6号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規程は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第16条第1項の改正規定、第3条の規定 平成12年1月1日

- (2) 略

附 則(平成13年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。)の施行の日前に改正法の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員(改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法の規定による改正後の育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則(平成14年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条および附則第6項から第8項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは、「3月以内」とする。

附 則(平成18年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第3号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

附 則(平成22年条例第4号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日(以下「施行日」という。)から施行する。
(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行日前に第2条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号または第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則(平成22年条例第8号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(育児短時間勤務の承認等に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間に基づく勤務の形態による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をするため、同条第3項の規定による承認または同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても当該承認を請求することができる。
- 4 この条例の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の新条例第2条第1項に規定する勤務時間に基づく勤務の形態による育児短時間勤務をすることの承認があつたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員および施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員の施行日以後における勤務の日および時間帯は、新条例第2条第1項に規定する勤務時間に基づく同法第10条第1項各号に掲げる勤務の形態となるように任命権者が定めるものとする。

附 則(平成29年条例第1号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(平成29年条例第3号)抄
(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4条および第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和4年条例第2号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和5年条例第1号)抄
(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第14条 第5条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)(以下「旧条例」という。)の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する旧条例第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第2号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。